





五のイの一、四七六五のイの一、四七六五の口、四七六九のイ、四七六九の口、四七七〇、四七七一、四七七二の一、字上須ヶ平五六二八の三、五六二九、字三ツ欠下五六三二から五六三六まで、五六三七のイ、五六三七の口、五六三八から五六四一まで、五六四二の一から五六四二の三まで、五六四三、五六四四のイ、五六四四の口、五六四五から五六四八まで、五六五〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県厅及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百六十二号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 佐賀県佐賀市富士町大字麻那古字一本松九〇（次の図に示す部分に限る。）、九五の一、九五の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によること。

字一本松九〇・九五の一・九五の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県厅及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千一百六十三号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和七年八月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎  
原五四二、字柿木沢六九九七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。  
字鹿野原五四二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(二) (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十四号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 佐賀県唐津市七山池原字大屋敷甲八四〇の一九（次の図に示す部分に限る。）、甲八四〇の一、甲八四〇の一三、甲八四〇の一五、甲八四〇の四四

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。  
字大屋敷甲八四〇の一三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
**(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ**  
**の図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に**  
**備え置いて縦覧に供する。)**

○農林水産省告示第千二百六十五号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 栃木県那須郡那珂川町小  
砂字鷹居欠三一二五の一、三一二五の二、字鬼  
満国三二二六の一、三一二六の四、字英比子内  
三五三八、字三沢三五三九、三五六〇、字高野  
沢三五九二の一、三六三二の一、字桃坂三六五  
三の二、三六五三の三、三六五七の二、字虫ノ  
音三六六五の一(次の図に示す部分に限る)、  
三六六三、三六六六、三六六七の一、三六六七  
の一、三六七〇の一、三六七一の一、三六七二  
の一、三六七三の一、三六七三の二、三六七四  
の一、三六七四の二、三六七六の一、三六七六  
の二、三六七七の一、三六七八の一、三六七九  
の二、三六七九の五、三六八〇の二、三六八三  
の一、三六八四、三六八五の一、字渡戸三六八  
六の一・三六九一・三六九二(以上三筆につい  
て次の図に示す部分に限る)、三六八七、三六  
八八の一、三六八九、三六九〇、三六九三、字  
向沢三七一四(次の図に示す部分に限る)、三  
六五五、三六九四、三六九六から三六九八まで、  
三七〇二の一、三七〇二の三、三七〇三の一、  
三七〇五の一、三七〇六、三七〇七の一、三七  
〇九の二、三七〇九の三、三七一の一の二、三七  
一二、三七一三の一、三七一九、三七二二の一、  
三七二二、三七二三

二 指定の目的 水源の涵養(かんよう)

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採ができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場  
に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百六十六号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
の指定を解除する。  
令和七年八月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 山梨県南巨摩  
郡早川町雨畠字立石三三〇の九、三三四の七  
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の  
防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百六十七号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
の指定を解除する。  
令和七年八月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 宮城県加美郡  
加美町(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
字漆沢高畑一の一(次の図に示す部分に限る。)  
二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
三 解除の理由 ダム用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁及  
び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百六十八号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十六条第二項の規定により、次のように保安林  
の指定を解除する。  
令和七年八月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 滋賀県栗東市  
小野字北尾三一の一・字丈ヶ方九七・九七の  
一・九八の一・九九・字竹ヶ下一〇〇の三(以  
上六筆について次の図に示す部分に限る。)  
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の  
防備

三 解除の理由 火葬場用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を滋賀県庁及  
び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)





# 人事異動

## 内閣

○防衛大臣臨時代理解職

國務大臣

坂井 学

防衛大臣中谷元帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く(八月二十二日)

○外務大臣臨時代理

國務大臣

林 芳正

外務大臣岩屋義海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う國務大臣に指定する

同

村上誠一郎

デジタル大臣平将明海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる

同

村上誠一郎

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣(規制改革及びサイバーセキュリティ安全保障)事務代理を命ずる(以上八月二十四日)

○法務大臣臨時代理

國務大臣

伊藤 忠彦

法務大臣鎌木馨祐海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う國務大臣に指定する(八月二十五日)

# 官 告 報

## 官 告 報

### 登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があつたので、同法第十七条の十五第一号の規定に基づき、次のこととおり公示する。

一 令和七年八月二十七日 登録海技免許講習実施機関の名称 神奈川県立海洋科学高等学校 国土交通大臣 中野 洋昌

二 登録海技免許講習実施機関代表者の氏名 (変更前) 石垣 隆 (変更後) 本名塗一郎

三 変更年月日 令和七年四月一日

## 法務省

(在中華人民共和国日本国大使館一等書記官) 外務事務官

西村 邦太

検事二級(東京地方検察官)に転任させる(八月十四日)

## 最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事

吉田 光寿

長野地方裁判所松本支部勤務を命ずる

長野家庭裁判所松本支部勤務を命ずる

長野家庭裁判所松本支部長を命ずる

松本簡易裁判所判事に補する

松本簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する(八月十一日)

## ○定年退官

限り判事兼簡易裁判所判事内山梨枝子は八月十一日より本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

# 皇室事項

## 行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月二十一日午後五時十分御出門、第五回野口英世アフリカ賞授賞式に御臨席のため、明治記念館(港区)へ行幸啓、同八時二分還幸啓になつた。

## 関東地方整備局公示

利根川水系利根川において河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第5項及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第39条の3第1項第2号の規定に基づき、公示する。

令和7年8月27日

関東地方整備局長 橋本 雅道

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶1隻

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1) 保管した工作物の放置されていた場所 千葉県銚子市忍町地先  
(2) 当該工作物を除却した日 令和7年2月20日

3 当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1) 当該工作物の保管を始めた日 令和7年2月20日  
(2) 保管の場所 茨城県神栖市太田地先

4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。  
5 問い合わせ先 千葉県香取市佐原イ4149 土地交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所占用調整課 電話0478-52-6367

# 公 告

## 諸事項

### 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内閣府・法務省令第3号)第14条第2項の規定により次のように公示する。

- 供託者の商号 九州電力株式会社
- 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 代表者の氏名 西山 勝
- 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円

5. 上記の者(登録番号福岡財務支局長(金商)第109号)の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年2月27日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて福岡財務支局理財部金融監督第三課に提出されたい。

6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除外される。

令和7年8月27日

福岡財務支局長 杉山 真

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかなないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年(家)第8227号

石川県七尾市田鶴浜町八部109番地2

申立人 岡馬 芳彦

本籍石川県七尾市田鶴浜町八部193番地、最後の住所石川県七尾市田鶴浜町八部18番地、死亡の場所石川県七尾市、死亡年月日令和6年2月13日、出生の場所石川県鹿島郡田鶴浜町、出生年月日昭和17年2月1日、職業無職被相続人 亡 山岸 進

石川県七尾市矢田新町八部5番地1、事務所石川県七尾市寿町26番地

相続財産清算人 司法書士 鳥木 隆

催告期間満了日 令和8年3月13日

金沢家庭裁判所七尾支部

令和7年(家)第1936号

長野県上水内郡飯綱町大字普光寺332番地1

申立人 塚田 菊雄

本籍山梨県甲府市善光寺3丁目2445番地、最後の住所山梨県甲府市善光寺3丁目11番3号、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和28年4月10日、職業無職被相続人 亡 小松 守

事務所山梨県甲府市中央1丁目12番22号マリージュビル602 鳩法律事務所

相続財産清算人 弁護士 又川 章

催告期間満了日 令和8年3月8日

甲府家庭裁判所

**令和7年（家）第5051号**  
群馬県高崎市倉賀野町1866番地4号  
申立人 岡本 雪江  
本籍群馬県富岡市田篠122番地、最後の住所長野県千曲市上山田温泉3丁目16番地9、死亡の場所長野県千曲市、死亡年月日令和6年10月26日、出生の場所群馬県北甘楽郡福島町、出生年月日昭和10年4月24日、職業無職  
被相続人 亡 深澤カツ子  
事務所長野県千曲市大字栗佐1609番地1  
相続財産清算人 司法書士 北澤 正啓  
催告期間満了日 令和8年4月13日  
長野家庭裁判所上田支部

**令和7年（家）第69号**  
長野県下伊那郡泰阜村3236番地1  
申立人 泰阜村長  
本籍長野県下伊那郡泰阜村7703番地、最後の住所長野県下伊那郡泰阜村7703番地、死亡の場所長野県下伊那郡泰阜村、死亡年月日令和6年12月18日、出生の場所長野県下伊那郡泰阜村、出生年月日昭和8年2月10日、職業無職  
被相続人 亡 岩崎 春子  
長野県松本市北深志2丁目3番5号高野尾法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高野尾三穂  
催告期間満了日 令和8年3月21日  
長野家庭裁判所飯田支部

**令和6年（家）第629号**  
岐阜県加茂郡東白川村神土548  
申立人 東白川村  
本籍岐阜県加茂郡東白川村神土527番地10、最後の住所岐阜県加茂郡東白川村神土527番地10、死亡の場所岐阜県加茂郡白川町、死亡年月日平成28年12月5日、出生の場所岐阜県加茂郡東白川村、出生年月日昭和13年1月27日、職業不詳  
被相続人 亡 中山 勝弘  
事務所岐阜県可児市帷子新町3-13 セントラルプラザ西可児302 弁護士法人フルサポート  
相続財産清算人 弁護士 渡邊 淳一  
催告期間満了日 令和8年3月18日  
岐阜家庭裁判所御嵩支部

**令和7年（家）第370号**  
岐阜県可児郡御嵩町御嵩2192番地429  
申立人 橋口 輝男  
本籍岐阜県可児郡御嵩町御嵩2192番地429、最後の住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩2192番地429、死亡の場所岐阜県可児市、死亡年月日令和5年8月17日、出生の場所愛知県小牧市、出生年月日昭和41年12月7日、職業不詳  
被相続人 亡 橋口 淳  
事務所岐阜県可児市広見1-17大晃ビル2階  
弁護士法人平井法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大池かおり  
催告期間満了日 令和8年3月13日  
岐阜家庭裁判所御嵩支部

**令和7年（家）第7441号**  
名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1  
申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道子  
本籍名古屋市中村区岩塙町字林高寺東26番地1、最後の住所名古屋市中村区岩塙町字林高寺東26番地の1、死亡の場所名古屋市中村区、死亡年月日令和4年8月12日頃、出生の場所名古屋市中村区、出生年月日昭和37年9月11日、職業不詳  
被相続人 亡 松澤 幹英  
事務所名古屋市中区丸の内3丁目19番5号 F L E Z I O L A 9階 弁護士法人中京法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 黒柳 良子  
催告期間満了日 令和8年3月26日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年（家）第2093号**  
愛知県豊川市諏訪1丁目1番地  
申立人 豊川市長 竹本 幸夫  
本籍愛知県宝飯郡御津町大字西方字松本39番地7、最後の住所愛知県宝飯郡御津町大字西方字中道44番地1、死亡の場所愛知県宝飯郡御津町、死亡年月日平成13年9月17日、出生の場所愛知県名古屋市南区、出生年月日昭和2年2月1日、職業不明  
被相続人 亡 原田 一子  
事務所愛知県豊橋市白河町61ターミナルプラザ801 弁護士法人足立法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 足立陽一郎  
催告期間満了日 令和8年3月13日  
名古屋家庭裁判所豊橋支部

**令和7年（家）第1268号**  
京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78番地  
申立人 京都信用保証協会  
代表者理事 山内 修一  
本籍京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目31番地13、最後の住所京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目31番地13、死亡の場所京都市西京区、死亡年月日令和6年9月17日、出生の場所兵庫県加古川市、出生年月日昭和29年2月4日、職業不詳  
被相続人 亡 北口 雄司  
事務所京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町263 京榮烏丸ビル7階 つかさ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 井上 和人  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
京都家庭裁判所

**令和7年（家）第1312号**  
京都市下京区楊梅通新町東入上柳町222  
デ・リード烏丸五条1304  
申立人 荒木 圭子  
申立人手続代理人弁護士 山地 敏之  
本籍京都市中京区丸太町通東洞院東入三本木町438番地、最後の住所京都市右京区梅津神田町48番地グランメゾン迎賓館京都桂川1217号室、死亡の場所京都市右京区、死亡年月日令和5年11月24日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和8年9月4日、職業無職  
被相続人 亡 荒木 正亘  
事務所京都市中京区竹屋町通烏丸西入ルジュニアートビル2階 アクシス法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 林 晃平  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
京都家庭裁判所

**令和7年（家）第40279号**  
愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地  
申立人 砥部町  
本籍神戸市中央区神若通1丁目14番地、最後の住所神戸市中央区神若通1丁目1番15号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日令和3年12月3日、出生の場所愛媛県伊予郡原町村、出生年月日昭和7年9月26日、職業無職  
被相続人 亡 森 リツ子  
神戸市中央区栄町通4丁目1番11号エタニティ栄町ビル301号 みなと元町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山口 達也  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
神戸家庭裁判所

**令和7年（家）第40314号**  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所  
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之  
本籍神戸市長田区西丸山町1丁目53番地、最後の住所神戸市兵庫区荒田町4丁目19番3号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日平成20年2月12日、出生の場所大阪市港区、出生年月日昭和18年11月16日、職業不明  
被相続人 亡 岡本 政勝  
神戸市中央区橋通2-1-9 グリーンビル3階 すずらん法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 北村 拓也  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
神戸家庭裁判所

**令和7年（家）第70114号**  
兵庫県神戸市中央区浪花町62番地の1  
申立人 兵庫県信用保証協会  
本籍兵庫県姫路市南車崎2丁目1番、最後の住所兵庫県姫路市夢前町護持1364番地1159、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和6年10月11日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和30年4月4日、職業不明  
被相続人 亡 池田 修司  
事務所兵庫県姫路市安田3丁目103番地2 弁護士法人藤田・川崎法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 川崎 志保  
催告期間満了日 令和8年3月27日  
神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年（家）第204号**  
神戸市中央区浪花町62番地の1  
申立人 兵庫県信用保証協会  
本籍兵庫県豊岡市但東町河本472番地、最後の住所兵庫県豊岡市但東町河本472番地、死亡の場所兵庫県豊岡市、死亡年月日令和6年11月20日、出生の場所兵庫県出石郡合橋村、出生年月日昭和20年3月4日、職業不明  
被相続人 亡 河見 静男  
兵庫県豊岡市弥栄町1番10号弁護士法人生駒法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 辻本 武之  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
神戸家庭裁判所豊岡支部

**令和7年(家)第449号**  
 奈良県桜井市大字三輪358番地  
 申立人 太田 知治  
 本籍奈良県桜井市大字三輪360番地、最後の住所不明、死亡の場所奈良県大和郡山市、死亡年月日昭和43年12月21日、出生の場所不明、出生年月日明治13年9月5日、職業不明  
 被相続人 亡 宮崎 たか  
 奈良市高天町10番地の1株式会社T. T. ビル2階南都総合法律事務所  
 相続財産清算人 富島 淳  
 催告期間満了日 令和8年4月12日  
 奈良家庭裁判所

**令和7年(家)第30138号**  
 福岡市早良区百道浜2丁目2番22号  
 申立人 九州債権回収株式会社  
 本籍広島県呉市広古新開1丁目696番地、最後の住所広島県東広島市黒瀬町市飯田145番地1、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日推定令和4年8月24日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和20年4月27日、職業会社役員  
 被相続人 亡 宇都宮義憲  
 事務所広島市中区上幟町3-25 レオビル6階 久笠法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 横段 良  
 催告期間満了日 令和8年3月16日  
 広島家庭裁判所

**令和7年(家)第17014号**  
 沖縄県糸満市字喜屋武225番地1  
 申立人 一般社団法人久米門中  
 本籍沖縄県島尻郡糸満町字喜屋武226番地、最後の住所不明、死亡の場所島尻郡糸満町字喜屋武432番地、死亡年月日昭和37年2月9日、出生の場所沖縄県島尻郡喜屋武村、出生年月日明治31年3月29日、職業不明  
 被相続人 亡 久米武二郎  
 沖縄県那覇市壺川3丁目5番地6与儀ビル2階  
 相続財産清算人 弁護士 宮國 達也  
 催告期間満了日 令和8年3月27日  
 那覇家庭裁判所

**令和7年(家)第17015号**  
 沖縄県糸満市字喜屋武225番地1  
 申立人 一般社団法人久米門中  
 本籍沖縄県糸満市字喜屋武226番地、最後の住所不明(不動産登記記録上の住所島尻郡大里村字大城1392番地)、死亡の場所島尻郡大里村、死亡年月日平成3年4月6日、出生の場所不明、出生年月日明治40年6月15日、職業不明  
 被相続人 亡 久米 アキ  
 沖縄県那覇市壺川3丁目5番地6与儀ビル2階  
 相続財産清算人 弁護士 宮國 達也  
 催告期間満了日 令和8年3月27日  
 那覇家庭裁判所

**令和7年(家)第4006号**  
 長野県長野市大字中御所字岡田178番地2  
 申立人 やまびこ債権回収株式会社  
 本籍岩手県久慈市長内町第24地割11番地13、最後の住所岩手県久慈市本町2丁目36番地、死亡の場所岩手県久慈市、死亡年月日令和5年2月1日、出生の場所岩手県下閉伊郡普代村、出生年月日昭和4年10月18日、職業無職  
 被相続人 亡 日向 清治  
 岩手県久慈市川崎町12番18号 YKビル1階  
 弁護士法人空と海そらうみ法律事務所久慈事務所  
 相続財産清算人 齊藤 拓  
 催告期間満了日 令和8年3月13日  
 盛岡家庭裁判所久慈出張所

**令和7年(家)第2072号**  
 山梨県甲斐市富竹新田1834番地1  
 申立人 株式会社B'Sクリエイト  
 本籍山梨県甲斐市竜王新町715番地、最後の住所山梨県甲府市羽黒町1657番地5奥湯村指定介護老人福祉施設、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和5年3月15日、出生の場所山梨県中巨摩郡龍王村、出生年月日昭和23年1月3日、職業無職  
 被相続人 亡 長谷部一夫  
 事務所山梨県甲府市宝2丁目3番4号 内田法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 武藤 高晴  
 催告期間満了日 令和8年3月14日  
 甲府家庭裁判所

**令和7年(家)第71356号**  
 長崎県大村市三城町973番地5  
 申立人 下田久和子  
 本籍長崎県大村市水主町2丁目656番地、最後の住所東京都目黒区目黒3丁目18番5号リーハイツ102、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和4年6月1日頃から10日頃までの間、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和24年4月8日、職業不明  
 被相続人 亡 出口 啓二  
 事務所東京都港区虎ノ門5丁目13番1号虎ノ門40MTビル2階 虎ノ門総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 吉田 朋  
 催告期間満了日 令和8年3月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第3208号**  
 神奈川県小田原市本町2丁目3番24号 青色会館2階  
 申立人 小室 充孝  
 本籍北海道留萌市元町3丁目25番地、最後の住所神奈川県小田原市曾我岸148番地曾我病院、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和7年6月17日、出生の場所北海道幌別郡幌別村、出生年月日昭和22年2月25日、職業無職  
 被相続人 亡 林 大介  
 事務所神奈川県小田原市本町2丁目3番24号青色会館2階 弁護士法人至誠法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小室 充孝  
 催告期間満了日 令和8年3月23日  
 横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第15066号**  
 新潟県見附市学校町2丁目13番30号見附市保健福祉センター2階福祉団体活動室  
 申立人 特定非営利活動法人ふくし後見ネット  
 本籍新潟県見附市本明町210番地、最後の住所新潟県見附市本明町210番地、死亡の場所新潟県見附市、死亡年月日令和7年4月29日、出生の場所新潟県古志郡上北谷村、出生年月日昭和27年6月16日、職業無職  
 被相続人 亡 酒井 克己  
 事務所新潟県見附市嶺崎1丁目10番25号山口法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 山口 祐子  
 催告期間満了日 令和8年3月23日  
 新潟家庭裁判所長岡支部

**令和7年(家)第8050号**  
 静岡県伊豆の国市小坂575  
 申立人 水口よしゑ  
 本籍静岡県沼津市大岡423番地6、最後の住所静岡県沼津市大岡423番地の6、死亡の場所静岡県駿東郡清水町、死亡年月日令和6年6月28日、出生の場所静岡県駿東郡清水町、出生年月日昭和40年5月2日、職業不詳  
 被相続人 亡 橋本 正彦  
 静岡県沼津市御幸町17番12号 八木ビル1階  
 梅田法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 杉内 晨光  
 催告期間満了日 令和8年3月31日  
 静岡家庭裁判所沼津支部

**令和7年(家)第4008号**  
 岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地  
 申立人 陸前高田市  
 本籍岩手県陸前高田市高田町字鳴石51番地118、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県陸前高田市、死亡年月日令和5年12月14日午前0時15分頃、出生の場所岩手県陸前高田市、出生年月日昭和37年11月12日、職業無職  
 被相続人 亡 藤野 和義  
 岩手県大船渡市大船渡町宇 笹崎14-13C A S A・K  
 相続財産清算人 司法書士 杉山 真人  
 催告期間満了日 令和8年4月15日  
 盛岡家庭裁判所大船渡出張所

**令和7年(家)第3056号**  
 滋賀県大津市京町1丁目1番47号メゾン京町102号  
 申立人 坂口航一郎  
 本籍滋賀県長浜市湖北町河毛453番地2、最後の住所滋賀県犬上郡豊郷町大字沢517番地4、死亡の場所滋賀県犬上郡豊郷町、死亡年月日令和7年5月4日、出生の場所滋賀県伊香郡片岡村、出生年月日昭和22年8月8日、職業無職  
 被相続人 亡 杉田 雅彦  
 滋賀県大津市京町1丁目1番47号メゾン京町102号  
 相続財産清算人 司法書士 田村 幸司  
 催告期間満了日 令和8年4月14日  
 大津家庭裁判所彦根支部

## 令和7年（家）第3032号

滋賀県近江八幡市安土町中屋207番地  
申立人 嶋川 敏之

本籍滋賀県米原市長岡1589番地、最後の住所滋賀県米原市長岡1589番地、死亡の場所滋賀県近江八幡市、死亡年月日令和7年5月24日、出生の場所滋賀県坂田郡山東町、出生年月日昭和25年10月26日、職業無職

被相続人 亡 日比野廣子

滋賀県近江八幡市安土町中屋207番地

相続財産清算人 司法書士 嶋川 敏之

催告期間満了日 令和8年4月15日

大津家庭裁判所長浜支部

## 令和7年（家）第4155号

大阪市中央区中寺1丁目1番54号大阪社会福祉指導センター内  
申立人 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

本籍大阪府羽曳野市古市6丁目9番、最後の住所大阪府羽曳野市古市6丁目24番5号、死亡の場所大阪府羽曳野市、死亡年月日令和6年9月2日、出生の場所大阪府中河内郡矢田村、出生年月日昭和12年6月9日、職業無職  
被相続人 亡 高地 照美

事務所大阪市北区中之島2丁目2番2号大阪中之島ビル8階

相続財産清算人 弁護士 大住 洋

催告期間満了日 令和8年3月26日

大阪家庭裁判所堺支部

## 令和7年（家）第4187号

東京都中央区日本橋本石町4丁目2番16号  
申立人 あけぼの債権回収株式会社

本籍大阪府富田林市大字佐備669番地4、最後の住所大阪府富田林市若松町東2丁目6番24号 203、死亡の場所大阪府富田林市、死亡年月日令和6年3月8日、出生の場所大阪府富田林市、出生年月日昭和43年7月27日、職業不明  
被相続人 亡 西山 孝之

事務所大阪市北区天神橋2丁目北2番6号大和南森町ビル9階  
相続財産清算人 弁護士 奥田 聰子

催告期間満了日 令和8年3月26日

大阪家庭裁判所堺支部

## 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年（家）第3205号

神奈川県相模原市緑区橋本4丁目18番5号  
ノースシティスクエア1001 橋本さがみ総合法律事務所

申立人 弁護士 井田 翔太

本籍神奈川県中郡大磯町西久保234番地、最後の住所神奈川県中郡大磯町西久保234番地、死亡の場所神奈川県中郡大磯町、死亡年月日令和2年6月21日、出生の場所神奈川県中郡国府村、出生年月日昭和5年3月15日、職業無職

被相続人 亡 熊澤密之助

催告期間満了日 令和8年3月16日

横浜家庭裁判所小田原支部

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和7年（家）第2761号

千葉県船橋市夏見4丁目5番22号  
申立人 関 國子

本籍東京都練馬区関町南1丁目12番、最後の住所フィリピン共和国以下不詳  
不在者 大澤 勝行

昭和22年12月13日生

届出期間満了日 令和7年12月15日

東京家庭裁判所

## 令和7年（家）第1329号

京都府京都市北区小山北大野町22  
申立人 高木佐紀子

本籍東京都文京区本駒込5丁目54番、最後の住所東京都西東京市中町5丁目14番7号  
不在者 高木 良一

昭和23年12月7日生

届出期間満了日 令和7年12月12日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年（家）第149号

鹿児島市郡山町1833番地42  
申立人 前田 壽夫

本籍鹿児島県鹿児島市本名町5377番地、最後の住所鹿児島市郡山町1833番地42  
不在者 前田 明子

昭和35年10月15日生

届出期間満了日 令和7年12月12日

鹿児島家庭裁判所

## 令和7年（家）第452号

宮城県多賀城市高崎1丁目7-25ユートピア  
高崎201  
申立人 遠藤 真輝

本籍宮城県名取市閑上2丁目18番、最後の住所宮城県名取市杜せきのした5丁目22番地の5  
不在者 遠藤 道男

昭和33年6月27日生

届出期間満了日 令和7年12月31日

仙台家庭裁判所

## 令和7年（家）第77号

秋田市東通5丁目7番51号  
申立人 川辺 秋子

本籍秋田県秋田市広面字宮田1番地3、最後の住所秋田市東通5丁目7番51号  
不在者 川辺 謙一

昭和26年12月24日生

届出期間満了日 令和7年12月19日

秋田家庭裁判所

## 失踪宣告取消

## 令和7年（家）第1028号

本籍沖縄県那霸市壺屋2丁目7番、住所横浜市保土ヶ谷区常盤台77-36株式会社コクエー  
横浜営業所  
申立人（失踪者） 喜友名 孝

昭和26年8月9日生

令和7年8月2日失踪宣告取消審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

## 令和7年（家）第8号

本籍福岡県山門郡三橋町大字百町1607番地、  
住所大阪府堺市西区浜寺石津町西4丁1-15  
402  
申立人（失踪者） 藤丸 哲夫

昭和25年4月30日生

令和7年7月31日失踪宣告取消審判確定

大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

## 除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

## 令和7年（ヘ）第1号

東京都杉並区上井草3丁目31番25号  
申立人 株式会社アルファー企業

代表者代表取締役 森 康男

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月7日

令和7年8月8日  
(別紙) 目録  
約束手形 1通

手形番号 X N02565

金額 1,094,820円

支払期日 令和7年1月25日

支払地 新潟県新潟市

支払場所 三菱UFJ銀行新潟支店

振出日 令和6年12月5日

振出地 新潟県新潟市

振出人 福田道路株式会社 代表取締役 坂上 浩則

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 令和7年（ヘ）第1号

長野県上伊那郡宮田村1807番地  
申立人 株式会社ニッコー

代表者代表取締役 中村 義則

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月25日

令和7年8月12日  
(別紙) 目録  
約束手形 1通

手形番号 C 00151

金額 2,990,000円

支払期日 令和7年4月30日

支払地 長野県飯田市

支払場所 株式会社八十二銀行飯田駅前支店

振出日 令和7年2月28日

振出地 長野県飯田市松尾町1丁目22番地

振出人 木下建設株式会社 代表取締役 木下 勝貴

受取人 株式会社コクサイリーシング

裏書人 株式会社コクサイリーシング 代表取締役 小林 公平

被裏書人 株式会社ニッコー

最終所持人 申立人

**令和7年(ヘ)第3号**  
 岐阜市岩地3丁目5番23号  
 申立人 株式会社音建  
 代表者代表取締役 河合 大  
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月12日  
 令和7年8月14日 岐阜簡易裁判所  
 (別紙) 目 錄  
 約束手形 1通  
 手形番号 B Z00161  
 金額 1,001,000円  
 支払期日 令和5年11月27日  
 支払地 岐阜市  
 支払場所 株式会社十六銀行本店営業部  
 振出日 令和5年8月17日  
 振出地 名古屋市中区  
 振出人 株式会社ヤマガタヤ 代表取締役 吉田 達弘  
 受取人 申立人  
 最終所持人 申立人

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第35号**

岐阜県高山市西之一色町3丁目1937番地1、  
 旧本店所在地岐阜県高山市一之宮町5525番地  
 債務者 株式会社臥龍の郷  
 代表者代表取締役 山本 益巳  
 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 漆原 由香  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後1時30分

岐阜地方裁判所高山支部破産係

**令和7年(フ)第268号**

静岡県沼津市本郷町31番19-2号  
 債務者 株式会社M S C  
 代表者代表取締役 宮保 充  
 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 内笠井 明  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第5717号**  
 東京都江戸川区中央3丁目9番7号1階  
 債務者 株式会社江戸川中央商事(旧商号株式会社ハンドメイド・ジャパン)  
 代表者代表取締役 古賀 秀樹  
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 伊藤 一哉  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第427号**

愛知県刈谷市浜町5丁目57番地  
 債務者 有限会社オグマ建設  
 代表者代表取締役 小熊 純市  
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 岩田 裕文  
 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時45分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第336号**

大分市中央町2丁目3番10号二八堂ビル2階  
 債務者 有限会社ランドサーク  
 代表者代表取締役 宮井 俊治  
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 熊谷 洋佑  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前10時30分

大分地方裁判所民事第1部破産係

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

大分地方裁判所民事第1部破産係

**令和7年(フ)第300号**  
 新潟市中央区上近江4丁目6番8号  
 債務者 有限会社だいしうエステート  
 代表者取締役 小山 則厚  
 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 平石 直樹  
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時30分  
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第382号**

兵庫県三田市志手原815-10  
 債務者 株式会社松風  
 代表者代表取締役 岸本 行央  
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 中西 大樹  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分

神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第642号**

広島県東広島市黒瀬橋原東3丁目11番11号  
 債務者 株式会社東明建設  
 代表者代表取締役 横山 暢博  
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 松浦 亮介  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時30分

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第269号**

静岡県沼津市本郷町31-19-2  
 債務者 株式会社フレア  
 代表者代表取締役 宮保 充  
 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 内笠井 明  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第3491号**  
 大阪市淀川区西中島5-13-24アンシャンテ  
 新大阪502  
 債務者 株式会社サイトサポート  
 代表者代表取締役 宮崎 伸也  
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 長谷川 葵  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3492号**

東京都府中市片町3丁目16番地6  
 債務者 株式会社アールイー  
 代表者代表取締役 宮崎 伸也  
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 長谷川 葵  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第363号**

兵庫県西宮市段上町6丁目7番12号  
 債務者 有限会社高橋電工  
 代表者取締役 高橋さとみ  
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 馬渡 英樹  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第734号**

広島市西区中広町2丁目25番12号  
 債務者 有限会社エガワセイホン  
 代表者取締役 江川 浩  
 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 安西 紀皓  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前11時30分

広島地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第27号</b>	福島県南相馬市原町区橋本町3丁目45番地の2・101号室 債務者 真和工業株式会社 代表者代表取締役 鈴木 実香 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若杉 裕二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時30分 福島地方裁判所相馬支部
<b>令和7年(フ)第683号</b>	堺市北区南花田町74-1 債務者 仕増工業株式会社 代表者代表取締役 中野 美和 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第248号</b>	佐賀市唐人1丁目4番18-102号 債務者 株式会社新栄設計事務所 代表者代表取締役 大久保 隆 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 力久 尚子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時 佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第3624号</b>	大阪市西区江之子島1丁目4番8号日栄ビル302 債務者 エコロジサポート株式会社 代表者代表取締役 亀井 伸隆 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安原由美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第258号</b>	愛知県豊田市駒場町西塙中60番地 債務者 有限会社ゴッド工業 代表者取締役 神谷 淳二 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長澤 幸祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第664号</b>	大阪府松原市大堀2丁目9番22号 債務者 きょうび住宅株式会社 代表者代表取締役 北川 光輝 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋高 悠一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前10時30分 大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第1766号</b>	横浜市神奈川区三枚町13番地1 債務者 株式会社ファンファーレ 代表者代表取締役 菅原 了 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神田木綿子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後2時30分 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第188号</b>	茨城県稟敷市蒲ヶ山862番地 債務者 サクライステーブル株式会社 代表者代表取締役 櫻井 良樹 1 決定年月日時 令和7年8月13日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 唐津 悠輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時30分 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
<b>令和7年(フ)第2949号</b>	大阪府東大阪市東石切町6丁目4番11-705号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座7丁目13番6号サガミビル2階 債務者 株式会社K i t a m u r a & Company 代表者代表取締役 北村 由夫
	<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
<b>令和7年(フ)第45号</b>	秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中430番地4 債務者 佐々木賀代子 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 謙治 4 破産債権の届出期間 令和7年9月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 秋田地方裁判所大館支部
<b>令和7年(フ)第1386号</b>	札幌市北区新川646番地、住民票上の住所札幌市北区屯田4条6丁目4番25号 債務者 秋穂 勝雄 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木貴教 4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第415号</b>	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴576番地5 債務者 青木 健一 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 紀光 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
<b>令和7年(フ)第183号</b>	茨城県石岡市東光台2丁目8番44号 債務者 小川 清 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松村 孝 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第1289号**  
東京都西東京市下保谷4丁目4番15号カンセ・ミニヨン203号  
債務者 德永 秀行  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 蒲原 司  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月21日前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1212号**  
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地4-18-101  
債務者 三田村 治  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 上條 辰徳  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月28日前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1257号**  
東京都八王子市小宮町807番地12東亜建設第5ビル301号  
債務者 内藤 海渡  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 後藤 裕太  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月28日前11時45分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第1459号**  
横浜市青葉区みたけ台45番地1 シクルード102  
債務者 吉田 誠司  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 長谷川洋一

4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日前午後3時20分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで  
横浜地方裁判所第3民事部  
**令和7年(フ)第5718号**  
東京都大田区大森南2丁目24-2-101  
債務者 古賀 秀樹  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 伊藤 一哉  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月4日前11時  
6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(フ)第1186号**  
東京都小平市花小金井南町1丁目24番3-418号  
債務者 割柏 康太  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 日高 正博  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日前11時15分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(フ)第154号**  
静岡県富士市浅間本町11番1号 ヴィヴルミュウⅡ-110号、前住所静岡県静岡市清水区梅ヶ谷271番地の2 アメニティ六反田102号室  
債務者 片山 謙  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石野 弘  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月27日前10時  
6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで  
静岡地方裁判所富士支部

**令和7年(フ)第90号**  
山口県下関市東神田町3番11号  
債務者 クリーンサービスシラカワこと 白川勝則  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 島田 直行  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日前午後1時30分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  
7 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係  
**令和7年(フ)第537号**  
北九州市戸畠区東大谷2丁目7番8号(102)  
債務者 黒木 陽子  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 東 敦子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日前3時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
**令和7年(フ)第543号**  
北九州市八幡西区北筑1丁目12番29号(202)、前住所福岡県中間市岩瀬2丁目3番22号  
債務者 山本 将之  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 三苦 和喜  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日前3時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
**令和7年(フ)第404号**  
北九州市小倉南区葛原元町1丁目16番8号(大和荘1号)  
債務者 竹馬鮮魚店こと 豊永 秀雄  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 笠置 俊介  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日前11時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第354号**  
熊本市東区沼山津1丁目25番57号  
債務者 恒松 奏(旧姓張)  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 向井 飛翔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日前1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月13日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係  
**令和7年(フ)第893号**  
宮城県多賀城市栄1丁目3番36号  
債務者 丹野あゆみ  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 渡辺 拓也  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日前11時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第189号**  
茨城県稲敷郡阿見町中央6丁目5番26号 フローラⅡ201、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字布佐1495番地157 TAO住宅  
債務者 櫻井 良樹  
1 決定年月日時 令和7年8月13日前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 唐津 悠輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日前1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係  
**令和7年(フ)第138号**  
群馬県邑楽郡大泉町坂田6丁目2番16-105号 ブライトンヒルズ  
債務者 エイチアールこと 石原 由樹  
1 決定年月日時 令和7年8月19日前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中山 弓子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日前2時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
前橋地方裁判所太田支部

<b>令和7年(フ)第172号</b>	新潟市東区上木戸3丁目16番34号 コーポくしま203号 債務者 浦澤 敏美 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 孝規 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 新潟地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第301号</b>	新潟市中央区近江2丁目32番3号 債務者 小山 則厚 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平石 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 新潟地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第332号</b>	新潟市江南区城山4丁目6番23号 債務者 柳堀 梅平 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小淵真理子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 新潟地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第272号</b>	鹿児島市吉野町2805番地 セジュール吉野A棟102号 債務者 飯迫三加良 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒沢佐和美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
<b>令和7年(フ)第1100号</b>	大阪市東淀川区北江口3丁目4番12-903号 債務者 福屋 直樹 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久加 和孝

<b>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日</b> 令和7年10月30日午後2時10分 <b>5 免責意見申述期間</b> 令和7年10月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第691号</b> 広島市西区古江東町10番22号 債務者 大浜 敏男 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤真奈美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第14号</b> 大分県中津市大字角木307番地7 シーパレス竜王206 債務者 中山 誠 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 貞永 勝佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第906号</b> 仙台市宮城野区福室3丁目30番19号 プロパティオバタ101 債務者 真島 典昭 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑原 和也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午後1時55分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	<b>令和7年(フ)第735号</b> 広島市中区広瀬北町4番18-401号 債務者 江川 浩 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安西 紀皓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第77号</b> 茨城県北茨城市中郷町小野矢指210番地2 エルウッドC 201号室、住民票上の住所茨城県北茨城市中郷町日棚2048番地 債務者 山名 幸枝 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐久間友則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 水戸地方裁判所日立支部
<b>令和6年(フ)第1173号</b> 広島市中区吉島町5番21-110号 債務者 片野 孝蔵 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 香乃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第133号</b> 広島県福山市赤坂町大字赤坂292番地2 債務者 備後蘭樹園こと 有木 一二 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 敦史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	<b>令和7年(フ)第2号</b> 山梨県大月市富浜町鳥沢154番地 債務者 加藤 武志 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時45分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡村 光男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係
<b>令和7年(フ)第631号</b> 広島市安佐南区東原1丁目7番4-703号 債務者 長見 和樹 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸子 洋平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第643号</b> 広島県東広島市西条町田口3568番地2 ラ・ルーチェⅡ 103号 債務者 横山 暢博 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第571号</b> 北九州市戸畠区千防2丁目3番1-501号 債務者 三村 竜二 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 奈美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第272号</b> 鹿児島市吉野町2805番地 セジュール吉野A棟102号 債務者 飯迫三加良 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒沢佐和美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	<b>令和7年(フ)第133号</b> 広島県福山市赤坂町大字赤坂292番地2 債務者 備後蘭樹園こと 有木 一二 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 敦史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	<b>令和7年(フ)第38号</b> 山梨県南都留郡富士河口湖町小立2302番地1 ラ・シャンブルうえな207、前住所山梨県韮崎市大草町上條東割1203番地13 債務者 谷治 一帆 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時45分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 分部 祐子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係
<b>令和7年(フ)第1100号</b> 大阪市東淀川区北江口3丁目4番12-903号 債務者 福屋 直樹 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久加 和孝	<b>令和7年(フ)第691号</b> 広島市西区古江東町10番22号 債務者 大浜 敏男 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤真奈美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第14号</b> 大分県中津市大字角木307番地7 シーパレス竜王206 債務者 中山 誠 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 貞永 奎佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係

## 令和7年(フ)第283号

大津市あかね町13番16—108号  
債務者 裏本 円香

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平塚 崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第574号

神戸市東灘区御影本町6—12—1 ベルエアー御影Ⅱ 201号室、住民票上の住所神戸市長田区長田天神町6丁目2番13号

債務者 D E L I — D E L I — Z E T T O N こと 門田香寿人  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 木村倫太郎  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時15分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第603号

神戸市灘区水道筋2丁目23番地、従前の住所  
神戸市灘区福住通4丁目5番16号

債務者 菊一こと 岡本 真一  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 賴富 隆光  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時15分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第375号

兵庫県尼崎市東園田町5丁目41番地森田マンション204、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町6丁目1番6号

債務者 湧川鉄工所こと 湧川 好武  
1 決定年月日時 令和7年8月14日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 岡村 勇人  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

## 令和7年(フ)第1233号

さいたま市岩槻区大字黒谷1017番地19  
債務者 田村 公成

- 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 立石 有作
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第1485号

名古屋市西区上名古屋3丁目2番19号 アバンテ浄心904号  
債務者 佐々木 渉  
1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 和田 哲嗣  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第331号

宮崎市学園木花台桜1丁目1番地11  
債務者 長友 愛美  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 成見 晴子  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第340号

宮崎市大字瓜生野1318番地1  
債務者 西山 弘行  
1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 故原 孝明  
4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
札幌地方裁判所浦河支部破産係

## 令和7年(フ)第12号

北海道苦小牧市青葉町2丁目6番2—302号  
債務者 伊藤 航輝

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
札幌地方裁判所苦小牧支部

## 令和7年(フ)第84号

北海道帯広市西19条南5丁目36番6号 緑忠ハイツ202号  
債務者 渡邊 基弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
釧路地方裁判所帶広支部破産係

## 令和7年(フ)第62号

秋田県湯沢市清水町4丁目5番19号 泉谷ハイツA棟  
債務者 高橋 路子

- 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
秋田地方裁判所横手支部

## 令和7年(フ)第119号

茨城県筑西市奥田200番地2  
債務者 川中子史絵

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
水戸地方裁判所下妻支部

## 令和7年(フ)第211号

群馬県前橋市幸塚町180番地2  
債務者 小林 則夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第1058号

東京都日野市日野台5丁目3番地の1メゾン・ド・ノア日野台425  
債務者 佐々木栄美子

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1375号

東京都三鷹市下連雀1丁目3番10号井の頭アヴェニュー107  
債務者 高橋花菜美

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1769号

神奈川県茅ヶ崎市赤羽根456番地1 ベルジャヤコートC  
債務者 田頭良之助

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第1827号

横浜市港北区大倉山3丁目5番15号 清光ハイツ8号  
債務者 中村津代美

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
横浜地方裁判所第3民事部



**令和7年(フ)第3248号**  
大阪府八尾市相生町1丁目2番39号  
債務者 稲田 直也

1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3464号**  
大阪市西区本田2丁目8番14-1005号  
債務者 中村 朋広

1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3546号**  
大阪市北区豊崎7丁目2番10-409号  
債務者 小谷 容子

1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3555号**  
大阪市東淀川区淡路2丁目6番22号 アミル  
I番館 105号  
債務者 柳父 秀子

1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3600号**  
大阪市東住吉区湯里5丁目13番16号 アルク  
東住吉式番館、前住所大阪市東住吉区桑津3  
丁目15番11号  
債務者 山田 裕俊

1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ) 第3714号**

大阪市西成区玉出西2丁目4番29号 福田ビル  
玉出コーポ 505号  
債務者 森本 悠(旧姓伊藤)  
1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ) 第177号**

沖縄県那覇市字大道140番地9 シオンシーマ202  
債務者 森山 朝史  
1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ) 第261号**

沖縄県豊見城市字我那覇236番地3  
債務者 翁長 武利  
1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ) 第265号**

沖縄県浦添市内間1丁目5番3-205号 大吉パレス、住民票上の前住所沖縄県那覇市若狭3丁目2番27号 国開発ビル304  
債務者 新里 知美(旧姓西)

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ) 第94号**

宮城県遠田郡涌谷町字下道112番地1、従前の住所宮城県遠田郡美里町北浦字待江82番地24  
債務者 高橋 捩葵

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで  
仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和7年(フ) 第94号**

千葉県袖ヶ浦市長浦駅前2丁目23番地1 旭日ハイムB201号  
債務者 荒川 龍翔

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年(フ) 第109号**

千葉県富津市大堀1757番地2 5号  
債務者 大貫 直正

- 1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年(フ) 第113号**

千葉県君津市坂田257番地1 メゾン坂田201  
債務者 田中 政弘

<b>令和7年(フ)第112号</b> 北海道苫小牧市字勇払262番地の3 債務者 遠藤 好昭 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部	1 決定年月日時 令和7年8月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	<b>令和7年(フ)第404号</b> 兵庫県姫路市飾磨区恵美酒116番地 飾磨中村コーポA4 債務者 鶩野 時宏 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第323号</b> 新潟市東区新石山2丁目12番地 かえで616号 債務者 水野 麻子 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	<b>令和7年(フ)第407号</b> 兵庫県加古川市新神野7丁目2番4-508号 債務者 小野寿美子(旧姓織井) 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第131号</b> 三重県鈴鹿市若松西4丁目3番32号 債務者 中井 達也 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 津地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	<b>令和7年(フ)第409号</b> 兵庫県姫路市飾磨区下野田4丁目600番地 ウルー下野田、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒320番地9 債務者 岮 夏樹 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第598号</b> 神戸市須磨区松風町5丁目1番20号 101 債務者 福田 純子 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部	<b>令和7年(フ)第414号</b> 兵庫県姫路市市川台2丁目1番地 市営市川住宅1棟1071号 債務者 秋元 倫子 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第622号</b> 神戸市灘区六甲台町11番1号 メゾン六甲台B号 債務者 梅本 彰	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部	<b>令和7年(フ)第388号</b> 兵庫県加古川市野口町北野1261番地の62 債務者 菅 優希 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部

<p><b>令和7年(フ)第67号</b> 愛媛県四国中央市上柏町34番地3 ルーナA 102号 債務者 吉田 昌彦 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 松山地方裁判所西条支部</p> <p><b>令和7年(フ)第68号</b> 愛媛県四国中央市上柏町34番地3 ルーナA 102号 債務者 吉田 舞 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 松山地方裁判所西条支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第186号</b> 福島県郡山市喜久田町字寺久保23番地の144 サンリット寺久保201号 債務者 伊藤 春香 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第188号</b> 金沢市大桑町平42番地14 市営住宅4棟303 号 債務者 村中いつ子 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 金沢地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第218号</b> 青森市大字駒込字前田13番地1 債務者 野中 広樹 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 青森地方裁判所民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第868号</b> 仙台市泉区館4丁目16番地の8 債務者 鈴木 更彩 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 仙台地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第140号</b> 山形県天童市南町3丁目11番13号 債務者 横川 佳太 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 山形地方裁判所民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第50号</b> 岩手県一関市東山町長坂字木和田堀139番地 10 債務者 志田 友和 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 盛岡地方裁判所一関支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第30号</b> 長野県諏訪市沖田町2-76 フローレンス土 屋202号室、住民票上の住所長野県諏訪市大 字四賀7101番地2 債務者 名取 努 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 長野地方裁判所諏訪支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第35号</b> 和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬235番地の 1 債務者 中小野裕紀 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 和歌山地方裁判所田辺支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第190号</b> 茨城県土浦市真鍋4丁目16番29号 グラン チエルト102号 債務者 諏訪 裕之 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 山形地方裁判所民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第185号</b> 福島県郡山市喜久田町字寺久保23番地の144 サンリット寺久保201号 債務者 伊藤 潤平 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第48号</b> 長野県茅野市宮川10904番地 メゾンタケイ 203号 債務者 片岡 大輔 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 長野地方裁判所諏訪支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第576号</b> 北九州市小倉北区浅野2丁目18番30-403号 債務者 田村 明史 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 和歌山地方裁判所田辺支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第75号</b> 栃木県佐野市大橋町1120番地40 グレース コート202号 債務者 遠藤 哲一 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係</p>
<p><b>令和7年(フ)第131号</b> 山形市桧町4丁目10番23号 コーポ桧 101 号、前住所山形市飯塙町2100番地 債務者 伊藤慶一郎</p>	<p><b>令和7年(フ)第131号</b> 山形市桧町4丁目10番23号 コーポ桧 101 号、前住所山形市飯塙町2100番地 債務者 伊藤慶一郎</p>	<p><b>令和7年(フ)第575号</b> 埼玉県入間郡毛呂山町中央1丁目20番地24 債務者 人見理知恵(旧姓平塚・穴津子) 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 宇都宮地方裁判所足利支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第575号</b> 埼玉県入間郡毛呂山町中央1丁目20番地24 債務者 人見理知恵(旧姓平塚・穴津子) 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>

<b>令和7年(フ)第581号</b> 埼玉県日高市武蔵台1丁目15番13号 債務者 中尾 令子 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで さいたま地方裁判所川越支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第753号</b> 札幌市北区新琴似町579番地17 債務者 荒木香菜子(旧姓野呂・小林) 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第1120号</b> 札幌市東区北49条東14丁目2番20号 グルーピー49-202号 債務者 櫻田 隼人 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第337号</b> 愛知県豊田市桜塚西町北郷47番地2 債務者 斎藤 由貴(旧姓中山) 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第935号</b> 札幌市北区北35条西5丁目1番8-102号 債務者 菅原 彩 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第1129号</b> 札幌市東区北20条東13丁目3番10号 J P コート元町105号 債務者 杉村 寿栄 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第52号</b> 三重県伊勢市上地町1712番地5 ミルキー ウエイ 1A号室 債務者 山本 康徳 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第987号</b> 札幌市白石区本郷通3丁目北2番1-102号 債務者 南 七重 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第1194号</b> 札幌市豊平区平岸2条10丁目3番2-305号 債務者 箔口 萌優 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第86号</b> 栃木県佐野市赤坂町977番地14 債務者 高橋 紀子 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第1027号</b> 札幌市手稲区星置3条6丁目11番1号 債務者 矢倉 晴美 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第1206号</b> 札幌市豊平区美園11条5丁目2番27号 債務者 松森 貴大 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第582号</b> 北海道江別市野幌代々木町38番地の1 債務者 山口 紗子(旧姓閑川) 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第1211号</b> 札幌市白石区菊水元町4条1丁目5番16号 ハイツレジデンスB-205号 債務者 内田美紗穂 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>令和7年(フ)第1316号</b> 札幌市中央区南13条西6丁目6番7-305号 債務者 甘野 聖奈 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第69号</b>	北海道網走郡津別町字綠町2番地17 債務者 佐伯 幸枝 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係
<b>令和7年(フ)第231号</b>	盛岡市清水町14番17-203号 債務者 小田原潤平 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>令和7年(フ)第167号</b>	茨城県かすみがうら市下稻吉1697番地3 コーポレス木村B-201 債務者 中村 恭志 1 決定年月日時 令和7年8月15日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
<b>令和7年(フ)第275号</b>	群馬県前橋市幸塚町77番地1 ロイヤルマン ション幸塚 206号、旧住所埼玉県本庄市日の出2丁目4番18号 債務者 小林 裕樹 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和7年(フ)第833号</b>	横浜市青葉区市ケ尾町497番地13 ヴィラ ジュB-101 債務者 藤原 保夫

1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正</b>	<b>令和7年(フ)第52号</b>
<b>令和6年(フ)第267号</b>	愛知県一宮市浅井町小日比野字大萩952番地 24 破産者 株式会社みやび 1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>名古屋地方裁判所一宮支部</b>	<b>令和6年(フ)第87号</b>
<b>令和6年(フ)第786号</b>	福岡県飯塚市有安958番地18 破産者 株式会社飯塚花市場 1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>福岡地方裁判所飯塚支部民事部</b>	<b>令和7年(フ)第78号</b>
<b>令和6年(フ)第448号</b>	東京都日野市三沢2丁目11番地の17 破産者 佐藤 彩夏 1 決定年月日 令和7年8月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>水戸地方裁判所土浦支部</b>	<b>東京地方裁判所立川支部民事第4部</b>
<b>破産手続廃止</b>	<b>令和3年(フ)第21号</b>
<b>令和7年(フ)第248号</b>	岐阜県高山市名田町5丁目23番地 破産者 太平測器株式会社 1 決定年月日 令和7年8月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>岐阜地方裁判所高山支部破産係</b>	<b>令和6年(フ)第245号</b>
<b>令和6年(フ)第1096号</b>	愛知県一宮市丹羽字宮浦1415番地1 破産者 オレンジ下呂店こと 長谷川桂亮 1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>札幌地方裁判所民事第4部</b>	<b>名古屋地方裁判所一宮支部</b>
<b>令和7年(フ)第1096号</b>	東京都葛飾区東金町6-17-18 破産者 柚木 貴志

<b>令和7年(フ)第56号</b>	愛知県丹羽郡大口町中小口2丁目200番地 レジデンスミズノ壱番館102号 破産者 小笠原孝夫 1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第83号</b>	<b>名古屋地方裁判所一宮支部</b>
<b>令和7年(フ)第33号</b>	大分県臼杵市大字海添551番地 喫茶去 破産者 林 尚枝 1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第33号</b>	<b>大分地方裁判所民事第1部破産再生係</b>
<b>令和7年(フ)第9号</b>	新潟市江南区横越中央6丁目2番6号 ドラ ゴンハート201号 破産者 高崎 弥生 1 決定年月日 令和7年8月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第9号</b>	<b>新潟地方裁判所民事部</b>
<b>令和6年(フ)第739号</b>	岐阜県高山市新宮町3726番地15 破産者 上野 安夫 1 決定年月日 令和7年8月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和6年(フ)第739号</b>	<b>岐阜地方裁判所高山支部破産係</b>
<b>令和6年(フ)第245号</b>	静岡市清水区天神1丁目8番28号 日光マン ション303号 破産者 長野 好克 1 決定年月日 令和7年8月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和6年(フ)第245号</b>	<b>静岡地方裁判所民事第2部</b>

令和7年(フ)第311号 静岡県榛原郡吉田町川尻3138番地の5 松原 団地7-2 破産者 中村 和義 1 決定年月日 令和7年8月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1号 和歌山県新宮市新宮457番地の8 キシタニ ビル2F2号 破産者 伊藤 充肖 1 決定年月日 令和7年8月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所新宮支部	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第261号 広島市安佐北区可部東2丁目16番21-106号 破産者 向井 丈子 1 決定年月日 令和7年8月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
破産手続終結	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第2595号 東京都大田区久が原1丁目16-14 Kハウス、開始決定時の住所東京都大田区東矢口3丁目2-1-710 破産者 波多野奈菜 1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第2595号 東京都大田区久が原1丁目16-14 Kハウス、開始決定時の住所東京都大田区東矢口3丁目2-1-710 破産者 波多野奈菜 1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第6136号 東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目4-11 シピタス原宿104、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市麻生区上麻生1丁目7番2号 破産者 株式会社ビーゲイト 1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第6136号 東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目4-11 シピタス原宿104、商業登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市麻生区上麻生1丁目7番2号 破産者 株式会社ビーゲイト 1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7489号 東京都足立区保木間3丁目32-13 第124新井ビル802、開始決定時の住所東京都足立区花畑3丁目9-7 破産者 高橋 敏明	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7489号 東京都足立区保木間3丁目32-13 第124新井ビル802、開始決定時の住所東京都足立区花畑3丁目9-7 破産者 高橋 敏明	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1749号 東京都台東区蔵前4丁目11番6号 破産者 有限会社アヴァーンティ 1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1811号 神奈川県横浜市都筑区見花山1番30号 見花山ビル3F 破産者 横浜施設運営サポート株式会社 1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1865号 東京都渋谷区富ヶ谷1丁目14番12-603号 破産者 株式会社n e u 1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1959号 東京都杉並区高井戸東2丁目3-6 トーキョーベータ 高井戸2 203 破産者 安本 翔 1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2007号 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目20番7号 破産者 有限会社スリー・プリントサービス 1 決定年月日 令和7年8月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第123号 徳島県徳島市国府町早瀬431番地 破産者 有限会社小林商店 1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	徳島地方裁判所民事部
令和6年(フ)第427号 新潟市北区彩野4丁目6番地2 破産者 N S B ・ K N - T e c k 合同会社 1 決定年月日 令和7年8月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	新潟地方裁判所民事部
<b>破産手続終結及び免責許可決定</b>	
令和6年(フ)第33号 高知県幡多郡大月町大字平山360番地2 破産者 武田 謙造 1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	高知地方裁判所中村支部
令和6年(フ)第70号 福岡県飯塚市楽市331番地2 岩瀬晃一方、住民票上の住所福岡県飯塚市太郎丸1135番地22 破産者 立石 徹 1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	大阪市東成区東小橋1丁目11番4-302号 破産者 西村 健一 1 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 2 一般調査期日 令和7年10月27日午後2時20分 令和7年8月18日
令和6年(フ)第6号 福岡県飯塚市多田322番地1 コーポナガウラ102、破産手続開始決定時の住所福岡県飯塚市綱分898番地14 オアシス庄内1-C 破産者 入口 康治 1 決定年月日 令和7年8月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5056号 大阪市鶴見区鶴見6丁目2番1-715号 破産者 奥田 正人 1 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで 2 一般調査期日 令和7年11月17日午後1時30分 令和7年8月18日	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5275号 大阪市鶴見区鶴見6丁目2番1-715号 破産者 奥田 正人 1 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで 2 一般調査期日 令和7年11月17日午後1時30分 令和7年8月18日	大阪地方裁判所第6民事部
<b>書面による計算報告</b>	
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。	徳島地方裁判所民事部
令和5年(フ)第88号 宮崎県東臼杵郡門川町城ケ丘15番5号、開始決定時の住所宮崎県東臼杵郡門川町栄ケ丘2丁目44番地1 破産者 中川 豊明 異議申述期間 令和7年9月29日まで 令和7年8月18日 宮崎地方裁判所延岡支部	令和5年(フ)第96号 宮崎県東臼杵郡門川町城ケ丘15番5号、開始決定時の住所宮崎県東臼杵郡門川町栄ケ丘2丁目44番地1 破産者 中川 英子 異議申述期間 令和7年9月29日まで 令和7年8月18日 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第188号 宮崎市広島2丁目5番22号 破産者 株式会社りょう 異議申述期間 令和7年9月30日まで 令和7年8月19日 宮崎地方裁判所破産係 <b>免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	令和7年(フ)第395号 沖縄県名護市東江5丁目14番2号、従前の住所宮城県多賀城市八幡字六貫田169番地の11 破産者 工藤 雅俊 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 令和7年8月19日 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第4714号 東京都新宿区南榎町57-76 破産者 金子 圭助 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 令和7年8月18日 東京地方裁判所民事第20部 <b>特別清算開始</b>	令和7年(ヒ)第13号 徳島市津田海岸町5番43号 清算株式会社 株式会社エヌエス 代表清算人 北内 義彦 1 決定年月日 令和7年8月13日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

## 特別清算協定認可

### 令和7年(ヒ)第3002号

群馬県伊勢崎市富塚町1013番地  
清算株式会社 株式会社ハマシンフーズ  
代表清算人 中条 賢司

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

#### 第1 通則

##### 1 協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社ハマシンフーズ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

##### 2 利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算手続開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

##### 3 弁済の方法及び端数の処理

###### (1) 弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキヨウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

###### (2) 弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

##### 第2 一般債権

###### 1 一般債権の定義

一般債権とは、協定債権のうち、後記第3.1で定義する関係者債権に該当しないものをいう。

###### 2 一般債権の弁済及び放棄

###### (1) 一般債権の弁済

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般的な先取特権その他

一般的優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。

###### (2) 一般債権の放棄

各一般債権者は、上記(1)の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記(1)の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。

###### (3) 追加弁済

上記(1)による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記(2)による放棄の効力は失われるものとする。

##### 第3 関係者債権

###### 1 関係者債権の定義

関係者債権とは、協定債権のうち、中条賢司及び中条真澄が清算株式会社に対して有する各債権をいう。

###### 2 関係者債権についての放棄

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。

（別紙省略）

以上  
前橋地方裁判所民事部

## 再生計画認可

### 令和6年(再)第1号

岐阜県土岐市泉町大富254番地の22

再生債務者 水谷 隆

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年8月13日 岐阜地方裁判所民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

### 令和7年(再イ)第36号

岐阜市日野東8丁目3番25号

再生債務者 向島 直宏

- 1 決定年月日時 令和7年8月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月17日から令和7年10月1日まで

岐阜地方裁判所

### 令和7年(再イ)第40号

兵庫県尼崎市東園田町4丁目141番地の1  
ファーストステージ204

再生債務者 岡田 肇

- 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月29日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

### 令和7年(再イ)第131号

札幌市中央区北4条東1丁目3番地1 パシフィックタワー札幌2110号

再生債務者 島田 圭輔

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月1日まで

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再イ)第144号

札幌市東区北22条東17丁目2番27-301号

再生債務者 北川凌太郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年9月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再イ)第156号

札幌市清田区平岡3条6丁目2番26-101号

再生債務者 若佐 直人

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年10月1日まで

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再イ)第10号

北海道余市郡余市町黒川町16丁目37番地4  
再生債務者 坂東 祥太

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年9月30日まで

札幌地方裁判所小樽支部

### 令和7年(再イ)第33号

茨城県土浦市中村南5丁目13番14号  
再生債務者 許斐伯之こと 許 伯之

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月16日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

### 令和7年(再イ)第36号

茨城県つくば市二の宮4丁目2番地12 カシタ106号  
再生債務者 中迫 主彬

- 1 決定年月日時 令和7年8月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月16日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

### 令和7年(再イ)第22号

栃木県下野市下古山46番地13

再生債務者 森田 雅人

- 1 決定年月日時 令和7年8月12日前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月2日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

<b>令和7年(再イ)第299号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月17日まで
東京都足立区栗原3-24-1-206 再生債務者 山口 大介	
<b>令和7年(再イ)第95号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月3日まで
神戸市東灘区岡本9丁目6番15-1号(住民票上の住所) 神戸市東灘区住吉南町5丁目7番11号 再生債務者 伸山 晃輝	
<b>令和6年(再イ)第40号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月3日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	
<b>令和7年(再イ)第30号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月3日まで
鹿児島県日置市伊集院町中川984番地5 再生債務者 永野 博志	
<b>令和7年(再イ)第15号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年9月30日まで
山形市蔵王成沢17番地 再生債務者 長岡 吉伸	

<b>令和7年(再イ)第18号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年10月6日まで
滋賀県草津市新浜町23番地18 再生債務者 結婚相談所アイムことPREVISONこと 藤井 圭吾	
<b>令和7年(再イ)第11号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで
山形地方裁判所民事部	
<b>令和7年(再イ)第12号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月20日まで
茨城県日立市小木津町3丁目6番5-203号 再生債務者 鈴木 和美	
<b>令和7年(再イ)第296号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月20日まで
水戸地方裁判所日立支部	
<b>令和7年(再イ)第29号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月20日まで
茨城県高萩市大字島名2260番地の4 再生債務者 伊東 方人	
<b>令和7年(再イ)第296号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年10月2日まで
京都府綾部市青野町館ノ後40番地 パリュージュ青野C208号 再生債務者 雅工こと 山本 雅之	
<b>令和7年(再イ)第6号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで
大阪府大津市青野町館ノ後40番地 パリュージュ青野C208号 再生債務者 仁科 勝也	
<b>令和7年(再イ)第76号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年10月2日まで
大阪市淀川区三国本町3丁目19番30号 再生債務者 川崎竜太郎	
<b>令和7年(再イ)第273号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年10月6日まで
大阪府摂津市千里丘新町5番22-638号 再生債務者 田中 宏昭	
<b>令和7年(再イ)第16号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月20日まで
東京地方裁判所民事部	
<b>令和7年(再イ)第16号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月24日から令和7年9月30日まで
富山県小矢部市泉町14番10号 再生債務者 赤倉 和也	
<b>令和7年(再イ)第335号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年10月6日まで
大阪府守口市梶町1丁目20番1-402号 再生債務者 松田比呂志	
<b>令和7年(再イ)第335号</b>	1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで
福岡県大牟田市大字歴木343番地9 再生債務者 龍野 三佳	

令和7年（再イ）第52号 北九州市八幡東区春の町4丁目2番21-1001号 再生債務者 梶運送こと 梶 賢司 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第16号 栃木県小山市城西1丁目21番地2（居所 静岡県三島市徳倉1-7-15 エステイト51-103号室） 再生債務者 萱野 哲平 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月12日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和6年（再イ）第34号 福島市荒井北3丁目8番地の18 再生債務者 渡邊 鋼一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月5日まで 令和7年8月15日 福島地方裁判所	令和7年（再イ）第6号 山形市双月町166番地9 レピュート双月A 105号 再生債務者 野川 冬弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで 令和7年8月19日 山形地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第70号 北九州市八幡西区陣原4丁目19番20-405号 再生債務者 川崎 朱莉 1 決定年月日時 令和7年8月18日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年9月29日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第181号 東京都大田区中馬込3-15-18-210 再生債務者 北島 凡子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月18日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第182号 東京都板橋区成増1-16-10-205 再生債務者 笹山 雄也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月18日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第21号 岐阜市長森本町1丁目22番8号（セジュールS A T O 102）、（前住所）岐阜市永楽町2丁目25番地1（202号）、（前々住所）福岡市博多区博多駅前1丁目18番15号エトワール博多 502号 再生債務者 豊福 宣行 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月8日まで 令和7年8月18日 岐阜地方裁判所
令和7年（再イ）第20号 栃木県栃木市蘭部町2丁目22番7号 再生債務者 井汲 直人 1 決定年月日時 令和7年8月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部 <b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b>	令和7年（再イ）第183号 岐阜市蔵前6丁目5番11号 再生債務者 吉田 真也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月14日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第184号 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁653番地1 再生債務者 内山信一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月8日まで 令和7年8月18日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第22号 東京都東久留米市下里2丁目10番5号 再生債務者 高橋 竜太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで 令和7年8月19日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（再イ）第11号 千葉県木更津市高柳3847番地7 再生債務者 古泉 敦 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月3日まで 令和7年8月19日 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年（再イ）第14号 岐阜市蔵前6丁目5番11号 再生債務者 吉田 真也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月14日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第13号 大分市大字木上106番地の1 フローラルコートU・II203 再生債務者 萩 哲也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月8日まで 令和7年8月18日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第23号 静岡県焼津市高新田1821番地の2 再生債務者 清水 翔 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで 令和7年8月19日 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年（再イ）第82号 岐阜県各務原市那加新加納町3837番地 再生債務者 小林 昭夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月3日まで 令和7年8月13日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第14号 岐阜県羽島郡笠松町西宮町1番地 再生債務者 水野 公司 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月14日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第18号 栃木県下都賀郡野木町大字潤島795番地11 再生債務者 大島 美香（旧姓長濱・江幡） 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで 令和7年8月18日 宇都宮地方裁判所栃木支部	

令和7年（再イ）第97号 札幌市北区屯田6条5丁目5番2号 再生債務者 吉長 忠幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第203号 大阪市港区波除5丁目6番10—501号 再生債務者 中森 太一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月18日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第21号 新潟市東区幸栄2丁目17番7号 再生債務者 八子 尚也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月19日 新潟地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第3号 新潟県三条市直江町3丁目11番21—4号 フォープル直江102号室 再生債務者 小野 智子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 新潟地方裁判所三条支部
令和7年（再イ）第98号 札幌市北区屯田6条5丁目5番2号 再生債務者 吉長真奈美 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第44号 京都府宇治市伊勢田町毛語124番地の3 再生債務者 五十嵐 團 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 19日まで 令和7年8月19日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第35号 兵庫県尼崎市浜田町5丁目45番地の2 再生債務者 高野 光保 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月19日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第35号 広島市安芸区矢野西4丁目8番28—502号 再生債務者 横山 航大 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第120号 札幌市北区北39条西3丁目1番20号 シンシ ア麻生201号 再生債務者 齊藤 真穂 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第2号 茨城県日立市大沼町3丁目19番5号 再生債務者 椎名 直之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 26日まで 令和7年8月5日 水戸地方裁判所日立支部	令和7年（再イ）第39号 兵庫県尼崎市長洲中通2丁目5番1—305号 再生債務者 竹本 夏樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月19日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第48号 広島市東区戸坂桜東町11番8—2号 再生債務者 吉田 紀男 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第156号 大阪府池田市鉢塚3丁目4番12号 (103) 再生債務者 フロンティアこと 松岡由記臣 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月18日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第21号 長崎県諫早市泉町14—9 エスピアールIZU M I 103号室 再生債務者 下川 厚 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 8日まで 令和7年8月18日 長崎地方裁判所大村支部	令和7年（再イ）第41号 兵庫県尼崎市東難波町5丁目3番8—603号 再生債務者 永富里紗子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月19日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第49号 広島県廿日市市佐方4丁目10番52号 (201) 再生債務者 国原 和輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月19日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第180号 大阪市西区新町4丁目10番11—1004号 再生債務者 アトリエUNICOこと 田中 圭 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月18日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第4号 長崎県大村市原口町583番地15 再生債務者 小山 紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 8日まで 令和7年8月18日 長崎地方裁判所大村支部	令和7年（再イ）第43号 兵庫県芦屋市浜芦屋町7番2号バン・ヴェー ル背屋201(前住所) 広島県福山市西町2丁 目10番23—501号 再生債務者 西野 省三 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月19日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第49号 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第180号 大阪市西区新町4丁目10番11—1004号 再生債務者 アトリエUNICOこと 田中 圭 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月18日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第4号 長崎県大村市原口町583番地15 再生債務者 小山 紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 8日まで 令和7年8月18日 長崎地方裁判所大村支部	令和7年（再イ）第43号 兵庫県芦屋市浜芦屋町7番2号バン・ヴェー ル背屋201(前住所) 広島県福山市西町2丁 目10番23—501号 再生債務者 西野 省三 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 9日まで 令和7年8月19日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第49号 広島地方裁判所民事第4部

**令和7年（再イ）第58号**  
広島県東広島市西条朝日町10番5—503号グランコート西条朝日町  
再生債務者 石出 道識  
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月16日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月19日  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年（再イ）第10号**  
高知県吾川郡いの町6505番地4  
再生債務者 華園 康喜  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月16日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月19日  
高知地方裁判所民事部個人再生係

**令和7年（再イ）第4号**  
高知県四万十市渡川2丁目3番14—11—2号  
再生債務者 白井 健  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月16日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月19日 高知地方裁判所中村支部  
**給与所得者等再生による再生手続開始**

**令和7年（再ロ）第3号**  
神戸市北区藤原台北町1丁目6番6号  
再生債務者 大戸 真一  
1 決定年月日時 令和7年8月15日午後5時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月12日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月3日まで  
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**  
**令和6年（再ロ）第10032号**  
東京都中野区中野6—19—3 クレールミキ I 201  
再生債務者 安原 良  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月30日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年9月4日まで  
令和7年8月18日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再ロ）第5号**  
神戸市須磨区中落合4丁目1番453—402号  
再生債務者 藤本 淳一  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月5日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年9月8日まで  
令和7年8月18日  
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年（再ロ）第1号**  
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1265番地  
ニュークレストール舞202号  
再生債務者 徳吉 庆祐  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月7日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年9月8日まで  
令和7年8月18日  
佐賀地方裁判所民事部破産係  
**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の

裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和7年（チ）第8号**  
北九州市八幡西区3ヶ森3丁目2番4号  
申立人 山本 義春  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 北九州市八幡西区大字永丸418番地  
所在等不明共有者 亡加来鉄次郎相続人 加来龍雄 (不動産登記記録上の氏名 加来鉄次郎)

届出期間満了日 令和7年12月12日  
令和7年8月12日  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
(別紙) 物件目録  
所在 北九州市八幡西区里中1丁目  
地番 11番  
地目 宅地  
地積 268.83平方メートル

**令和7年（チ）第7号**  
岡山市北区野田屋町1丁目6番24号  
申立人 吉田不動産株式会社  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 岡山市野田屋町115番地  
所在等不明共有者 柳井卯喜太  
届出期間満了日 令和7年12月12日  
令和7年8月12日 岡山地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
所在 岡山市北区野田屋町1丁目  
地番 5番109  
地目 宅地  
地積 145.77平方メートル  
所在等不明共有者の持分 7分の1

**令和7年（チ）第6号**  
岡山市北区野田屋町1丁目6番24号  
申立人 吉田不動産株式会社  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 兵庫県芦屋市陽光町5番2—305号  
所在等不明共有者 亡本田婦美江相続人亡黒瀬宮子相続財産  
届出期間満了日 令和7年12月12日  
令和7年8月12日 岡山地方裁判所

(別紙) 物件目録  
所在 岡山市北区野田屋町1丁目  
地番 5番109  
地目 宅地  
地積 145.77平方メートル  
所在等不明共有者の持分 7分の1  
(不動産登記記録上の共有者本田婦美江を被相続人とする相続財産持分 7分の1)  
**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和7年（チ）第3号**  
新潟県上越市大潟区渋柿浜字五ヶ割935番地1  
申立人 直江津精密加工株式会社  
亡五十嵐賢吾の最後の住所 新潟県糸魚川市大町2丁目3番39号  
所有者 亡五十嵐賢吾相続財産  
届出期間満了日 令和7年10月10日  
令和7年8月12日 新潟地方裁判所高田支部  
(別紙) 物件目録  
1 所在 上越市大潟区川北字川北  
地番 685番  
地目 畑  
地積 468平方メートル  
2 所在 上越市大潟区渋柿浜字五ヶ割  
地番 1056番1  
地目 畑  
地積 124平方メートル

**令和7年（チ）第4号**  
福井県鯖江市丸山町1丁目4番24号  
申立人 柳原 博益  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 福井県吉田郡永平寺町光明寺第17号5番地4  
共有者 亡柳原裕樹相続財産  
届出期間満了日 令和7年10月17日  
令和7年8月14日 福井地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
1 所在 吉田郡永平寺町光明寺41字水戸河原  
地番 4番  
地目 雜種地  
地積 27507平方メートル  
不明共有者の持分 208分の1

令和7年(子)第6号

大阪府四條畷市鶴公2丁目5番26号2F  
申立人 南大阪中央ファーム株式会社

(不動産登記簿上の住所) 池田市西市場町

61番地の1 所有者 久下 昇

届出期間満了日 令和7年8月14日 令和7年10月6日

大阪地方裁判所堺支部  
(別紙) 物件目録

所在 大阪府南河内郡河南町大字平石

地番 98番 地目 田 地積 1170平方メートル

令和7年(子)第7号

届出期間満了日 令和7年8月14日 令和7年10月6日

大阪府四條畷市鶴公2丁目5番26号2F  
申立人 南大阪中央ファーム株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記簿上の住所) 福岡市西ヶ崎町

13番地の1 所有者 榎栄 正夫 届出期間満了日 令和7年8月14日 令和7年10月6日

(別紙) 物件目録

1 所在 大阪府南河内郡河南町大字平石

地番 101番 地目 田 地積 938平方メートル

2 所在 大阪府南河内郡河南町大字平石

地番 101番1 地目 田 地積 816平方メートル

令和7年(子)第13号

熊本県宇土市石小路町49  
申立人 津壁 藤子  
住所・居所 不明

所有者 本郷 優八

届出期間満了日 令和7年8月13日 令和7年10月17日

(別紙) 物件目録

所在 熊本県宇土市境町字中島

地番 778番地  
墓地

地積 47平方メートル

## 会社の他の公報

会社公報

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月11日  
掲載頁 九十三頁(号外第一八八号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和7年8月27日

(甲) 株式会社メガネフラワー  
代表取締役 田渕 収(乙) 株式会社エスマイピー  
代表取締役 佐藤 直浩

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二四

七番地1 (甲) 有限会社松本米久商店  
代表取締役 田渕 収(乙) 東京都千代田区神田練塀町三番  
代表取締役 佐藤 直浩

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二四

七番地1 (甲) 有限会社松本米久商店  
代表取締役 田渕 収(乙) 東京都千代田区神田練塀町三番  
代表取締役 佐藤 直浩

札幌市東区北四十二条東十九丁目一番一号

(乙) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 九十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十九頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.wonds.ne.jp/company/

(乙) http://www.sip.co.jp/company/

令和7年8月27日

東京都千代田区神田練塀町三番  
代表取締役 佐藤 直浩(甲) 株式会社ワズコーポレーション  
代表取締役 佐藤 直浩

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二四

七番地1 (甲) 有限会社松本米久商店  
代表取締役 田渕 収(乙) 東京都千代田区神田練塀町三番  
代表取締役 佐藤 直浩

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二四

七番地1 (甲) 有限会社松本米久商店  
代表取締役 田渕 収(乙) 東京都千代田区神田練塀町三番  
代表取締役 佐藤 直浩

札幌市東区北四十二条東十九丁目一番一号

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

(甲) 三愛自動車ホールディングス株式会社  
会社 代表取締役 大畑 振義(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年8月27日  
掲載頁 五十頁(号外第一八八号)

令和7年8月27日

なあ、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丁) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(戊) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(己) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(庚) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(辛) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(壬) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(癸) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(甲) 株式会社ホリデン生コン  
代表取締役 田村 一誠

(乙) 株式会社エム・アール・シー  
代表取締役 谷村 正志

令和七年八月二十七日

左記会社は吸收分割して甲は乙のRV関係用品販売事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.normeca-asia.jp  
(乙) https://www.npr.co.jp/

令和七年八月二十七日

埼玉県越谷市流通団地三丁目一番一三号  
(甲) 株式会社ノルメカエイシア  
代表取締役 岸谷 隆雄

さいたま市中央区本町東五丁目一二番一〇号  
(乙) 日本ピストンリング株式会社  
代表取締役 高橋 輝夫

吸収分割公告  
左記会社は吸収分割して甲は乙のリモートロッカーカー事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

左記会社は吸収分割して甲は乙の資材開発・販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) https://remotelock.kkeco.jp/  
(乙) https://www.kkeco.jp/  
令和七年八月二十七日

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) https://remotelock.kkeco.jp/  
(乙) https://www.kkeco.jp/  
令和七年八月二十七日

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社リモートロックジャパン  
代表取締役 濑戸 孝之

(乙) 株式会社構造設計研究所  
代表取締役社長 湯口 達夫

(丙) 株式会社ホリデイイングス  
代表取締役 工大・多摩小金井ベンチャーポート一〇一号室

(丁) 株式会社NEWGREEN SUPPLY  
代表取締役 山中 大介

(戊) 株式会社NEWGREEN SUPPLY  
代表取締役 山中 大介

(己) 株式会社NEWGREEN SUPPLY  
代表取締役 山中 大介

(庚) 株式会社NEWGREEN SUPPLY  
代表取締役 山中 大介

(辛) 株式会社NEWGREEN SUPPLY  
代表取締役 山中 大介

(壬) 株式会社NEWGREEN SUPPLY  
代表取締役 山中 大介

(癸) 株式会社NEWGREEN SUPPLY  
代表取締役 山中 大介

令和七年八月二十七日

左記会社は吸收分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年四月十一日

(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年四月十一日

左記会社は吸收分割して甲は乙の遊技場2店舗(所在 東京都江戸川区篠崎町七丁目二六番一〇号名称 ライブガーデン篠崎1及び所在 東京都江戸川区篠崎町七丁目二六番八号 名称 ライブガーデン篠崎2)経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年四月十一日

(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年四月十一日

左記会社は吸收分割して甲は乙の不動産仲介事業及び賃貸管理事業に対する当社の不動産仲介事業及び賃貸管理事業以外の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月十九日

左記会社は吸收分割して甲は乙の資材開発・販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月十九日

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

(乙) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

(丙) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

(丁) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

(戊) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

(己) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

(庚) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

(辛) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

(壬) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

(癸) 株式会社アート不動産  
代表取締役 木村 遵輝

令和七年八月二十七日

左記会社は新設分割により新設する株式会社Art s(住所 岩手県盛岡市本宮三丁目二一番二二号)に対して当社の不動産仲介事業及び賃貸管理事業以外の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月十九日

(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月十九日

左記会社は新設分割により新設する株式会社Art s(住所 岩手県盛岡市本宮三丁目二一番二二号)に対して当社の不動産仲介事業及び賃貸管理事業以外の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月十九日

左記会社は新設分割により新設する株式会社Art s(住所 岩手県盛岡市本宮三丁目二一番二二号)に対して当社の不動産仲介事業及び賃貸管理事業以外の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) https://www.art-f.co.jp/e\_public\_notice/  
令和七年八月二十七日

左記会社は新設分割により新設する株式会社Art s(住所 岩手県盛岡市本宮三丁目二一番二二号)に対して当社の不動産仲介事業及び賃貸管理事業以外の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

(甲) https://www.art-f.co.jp/e\_public\_notice/  
令和七年八月二十七日





**資本金及び準備金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額を金二十億円、資本準備金の額を金二十億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

**掲載 官報**  
 揭載の日付 令和七年八月二十日  
 揭載頁 九十七頁（号外第一八八号）  
 令和七年八月二十七日  
 東京都杉並区今川一丁目一〇番一五号

**代表取締役 飯田 美桜**  
 さくら株式会社

**資金及び準備金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額が七億一千四百八十二万四千六百十四円、資本準備金の額が七億一千四百八十二万四千六百十四円増加することを条件として、資本金の額を七億六千四百八十二万四千六百十四円、資本準備金の額を七億二千七百四十九万一千九百九十五円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

**掲載紙 官報**  
 揭載の日付 令和七年四月十五日  
 揭載頁 四十八頁（号外第八十五号）  
 令和七年八月二十七日  
 東京都中央区銀座一丁目二番三号

**株式会社イシン・ホテルズ・グループ**  
 代表取締役 孔 令庸

**資金及び準備金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額を一億九千五百万円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十七日

名古屋市中区錦三丁目一九番一七号  
 RAYTEC 日ホテルディングス株式会社  
 代表取締役 小林 大貴

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年九月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。  
 なお、同日に当社の株券は無効となります。

**長野県松本市大字島立一〇八〇番地の七**  
 深志測量株式会社  
 代表取締役 横山 敏雪

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。  
 なお、同日に当社の株券は無効となります。

**大阪市淀川区東三国三丁目一〇番二一号**  
 トヨタ新大阪販売ホールディングス株式会社  
 代表取締役 久保 行央

**定款変更につき通知公告**  
 当社は、令和七年九月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

**京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五六六一 井門明治安田生命ビル**  
 株式会社フェイス  
 代表取締役 佐藤 俊介

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、優先資本金の額を金一億七千二百五十万円減少することにいたしました。

**この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。**

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十七日  
<http://www.faitc.co.jp/jr/koukoku/>

**新設分割公告並びに資本金及び準備金の額の減少**  
**公告**  
 当社は、新設分割により新設する日本コロムビアグループ株式会社（住所 東京都港区南青山六丁目一〇番一二号）に対して当社の Life & Entertainment 事業部に属する事業を譲り受けた上で、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十七日  
 埼玉県蕨市塚越七丁目二二番九号越川第一ビル  
 ダイワ包材株式会社  
 代表取締役 片岡 篤史

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、優先資本金の額を六億八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十八頁に掲載されています。

令和七年八月二十七日  
 東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号  
 L A O 6 J P 特定目的会社  
 取締役 松澤 和浩

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、優先資本金の額を金一億七千二百五十万円減少することにいたしました。

**この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。**

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月二十七日  
<http://www.ko-kokujp/>

**合併につき株券等提出公告**  
 当社は、パークユーフィードエクセレンスインベストメント株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十七日

**新設分割公告並びに資本金及び準備金の額の減少**  
**公告**  
 当社は、新設分割により新設する日本コロムビアグループ株式会社（住所 東京都港区南青山六丁目一〇番一二号）に対して当社の Life & Entertainment 事業部に属する事業を譲り受けた上で、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十七日  
 埼玉県蕨市塚越七丁目二二番九号越川第一ビル  
 ダイワ包材株式会社  
 代表取締役 片岡 篤史

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、優先資本金の額を六億八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月二十七日  
<http://www.ko-kokujp/>

**優先資本金の額の減少公告**  
 当社は、優先資本金の額を金一億二千三百十五万円減少することにいたしました。

**この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。**

令和七年八月二十七日

**取消公告**  
 令和七年七月十七日（号外第一六四号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、準備金の額の減少公告のみを取消します。

令和七年八月二十七日  
 静岡県藤枝市田沼三一〇一四一階  
 焼津市越後島土地改良区  
 清算人 弁護士 岩山 雅一

**取消公告**  
 令和七年七月十七日（号外第一六四号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、準備金の額の減少公告のみを取消します。

令和七年八月二十七日  
 宮崎県日向市大字財光寺一九三番地二  
 株式会社日向自動車学校  
 代表取締役 長友 宏哲